

キャンパス・ハラスメントを可能にするシステム： ハラスメント構造を下支えする知(1)

Campus harassment :
a derivative of university infrastructure (1)

四 方 由 美

近年、キャンパス・ハラスメントをめぐる状況は、急速に変化してきた。従来「問題」とみなされなかった事柄が「問題」として認識されるようになったことは、大きな変化といえる。ハラスメントとして問題化され、改善・防止に向けての取り組みがなされることは、被害者・被害者となる可能性のある者にとって極めて重要な意味を持つ。

しかしながら、相談窓口が設けられ被害者の救済措置システムが整備される一方で、その取り組みが目的を達成するには大きな困難がある。この社会においてハラスメントを取り巻く状況は被害者・被害者となる可能性のある者に対して決して好意的ではない。「ハラスメント構造」というべきものが存在するからである。特に大学システムそれ自身が「ハラスメント構造」を再生産する知のシステムであり、ハラスメントを可能にしているといえる。

本稿では、「ハラスメント構造」を知のシステムの特徴のひとつとしてとらえ、主にセクシュアル・ハラスメントに焦点をあてながら、キャンパス・ハラスメントの防止に向けての取り組みにはどのような困難があるか、被害者・被害者となる可能性のある者の利益という側面から環境を整えるにはどのような課題があるかを示したい。

キーワード：キャンパス・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、
「からかい」のまなざし、テクスチュアル・ハラスメント

目 次

- I はじめに
- II 「ハラスメント構造」と「からかい」のまなざし
- III ハラスメントを可能にする知のシステム
- IV おわりに

I はじめに

近年、キャンパス・ハラスメントをめぐる状況は、急速に変化してきた¹。従来「問題」とみなされなかった事柄が「問題」として認識されるようになったことは、大きな変化といえる。ハラスメントとして問題化され、改善・防止に向けての取り組みがなされることは、被害者・被害者となる可能性のある者にとって、極めて重要な意味を持つ。

しかしながら、相談窓口が設けられ被害者の救済措置システムが整備される一方で、その取り組みが目的を達成するには大きな困難がある。この社会においてハラスメントを取り巻く状況は改善を目指して変化している反面、被害者・被害者となる可能性のある者に対して決して好意的ではない。権力関係に基づく「ハラスメント構造」というべきものが存在するからである。特に大学システムそれ自体が「ハラスメント構造」を再生産する知のシステムであり、ハラスメントを可能にしてしまう。さらに、当事者がこの構造に無自覚なことが構造を強化しているといつてよい。

本稿では、「ハラスメント構造」を知のシステムの特徴のひとつとしてとらえ、主にセクシュアル・ハラスメントに焦点をあてながら、キャンパス・ハラスメントの防止に向けての取り組みにはどのような困難があるか、被害者・被害者となる可能性のある者にとっての利益とは何か、環境を整えるにはどのような方法が有効であるかといった側面から課題を示したい。

キャンパス・ハラスメントをはじめ、ハラスメントに関する用語の本稿での定義を明確にし、ハラスメントが権力構造のなかで起こるということを確認した上で、江原由美子の論文「からかいの政治学」(1985)を再考したい。ハラスメントには権力が介在するだけでなく、その事柄に向けられる「からかい」「嘲笑」「冷やかし」といったまなざしが、被害者の利益の回復を一層困難にしてしまう。「からかいの政治学」はウーマン・リブ運動のマス・メディアのとりあげ方を論じたものであるが、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした「ハラスメント構造」を説明するために有効であると考えからである²。

一方、「ハラスメント構造」を下支えし、再生産する知のシステム(言語、法、行政、メディアなど)が存在するが、大学のシステムそれ自体が知のシステムであり、そのことが解決を難しくしている大きな要因である。また、近代のシステムの中でハラスメントを問題化するとき、被害者に「被害にあったことの証明」をさせる仕組みが、被害者が被害者として「認められる」過程において苦痛を伴うことが解決を阻むばかりか、被害者にさらなる被害を負わせることになり、訴えることを困難にさせる。ハラスメントを結果的に隠蔽するこのようなシステムを明示することで、キャンパス・ハラスメントへの取り組みについての課題を提出することが本稿の目的である。

Ⅱ 「ハラスメント構造」と「からかい」のまなざし

(1) 「ハラスメント構造」における権力関係

「セクハラ」こと「セクシュアル・ハラスメント」は1992年の流行語大賞となった言葉であるが、その意味は曖昧なまま適切な訳語があてられることなく今日広く用いられている³。また、そこから派生する「キャンパス・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」といった用語も曖昧なままに使われはじめている。本稿では上野(1997)の整理を援用し、「キャンパス・ハラスメント」概念整理をしておく。

上野は、労働環境をめぐるセクシュアル・ハラスメントに関わる裁判の判決から、セクシュアル・ハラスメントの三つの要素を整理している。第一に、当事者が「望まない性的働きかけや言動」で、第二に、職場の上下関係を利用して行われる権力の行使であり、かつ第三に、その結果として職務の遂行が著しく困難になるという不利益が被害者に生じることである、とする。また、セクシュアル・ハラスメントを問題化する社会的背景は、女性の職場進出にあるとする。対等な個人の合意の上での恋愛とは異なり職務上の上下関係を利用して「望まない性的働きかけや言動」を強要する行為で劣位の者は拒否することができない、「職務遂行上の困難」の解決責任は雇用主サイドにあり、広義の「職場の性差別」である。

また、上野は、セクシュアル・ハラスメントを軸としてアカデミック・ハラスメント、スクール・ハラスメントという概念を展開させている。「アカデミック・ハラスメント」は広義の「職場の性差別」のうち、「研究職に固有の性差別」と定義する。研究職という職種に固有の性差別があるといえるのは、職業としての研究職が制度的に編成されている大学や研究所という職場の管理や運営の特殊性にあり、透明性、流動性の少ない人事、「大学自治」の名の下の相互不干渉と監督責任の不在などの問題は、通常の企業環境とは異なる特殊な権力関係が存在するとする。この場合被害者は女性に限らない。劣位に置かれたもの全てにその可能性はある。しかしながら、下位の職種に女性が集中する現状をみると、女性がより被害を受けやすい立場にあることは否定できない。

さらに上野は「スクール・ハラスメント」という用語を用いて、教師と学生・生徒という権力関係を背景に起きる性差別を説明する。近代社会における教育、なかでも学校は職場と似た強制力を持ち、教師は密室性と相互不干渉性のもとで権力を持ち得る存在であり、体罰やセクシュアル・ハラスメントが起こる可能性は高い。

「キャンパス・ハラスメント」は、大学でおこるハラスメント全般を指して用いられるが、「アカデミック・ハラスメント」と「スクール・ハラスメント」両者の要素を合わせ持つといえる。セクシュアル・ハラスメントも含め共通しているのは、ハラスメントは個人的な人間関係上の問題ではなく、システムにおける権力の行使に関する問題である点である。被害者が告発をためらう大きな理由に、アカデミック・リタリエーション(研究・教育上の報復)を恐れることが挙げ

られるが、これこそが「ハラスメント構造」に権力が介在している証拠であるといえよう。

とはいえ暫定的ながらも、こうした用語が用いられるようになり、各機関においてもハラスメントが問題化されるようになったにもかかわらず、改善・防止、解決が困難な理由は何か。ハラスメントに向けられるまなざしという側面で考察したい。権力の問題にもかかわらず、現状では恋愛などの個人的な人間関係上のトラブルとしてとらえられ、社会的権力に基づく人権侵害であるとの理解が得られないことが、被害者の被害をより大きくしているといえるからだ。

(2) 「からかいの政治学」再考

江原(1985)は、ウーマン・リブ運動に対するマス・メディアのとりあげ方は「からかい」「嘲笑」「冷やかし」に満ちていたとし、それは政治的表現であるとしてとらえている。「からかいの構造」は相互行為の一形式であるとして、Goffmanを援用しながら、そのレトリックの論理を考察している。

ウーマン・リブ運動において、女性たちが性差別に異議申し立てを行う行為が、「からかい」をもって伝えられたことで、一部の「恐い」女性が騒いでいるにすぎない、本気で取りあう必要のない事柄として社会に認知され、性差別が取るに足らないこととして軽微化されてゆく過程を、マス・メディアの報道を通して明らかにしたのである。

「からかい」は「遊び」の文脈である。「遊び」であることは発言の行為主体の特定化を避け、「冗談」とすることで「真面目な」社会的相互行為の責任を回避できる文脈を生成する。そしてそれらの行為は「親密性」のもとに行われるので、それに怒りをあらわすことは大人げなく、みっともない行為とされ、第三者(オーディエンス)だけでなくからかわれる側も含め当事者同士も共犯関係に陥ることになる。

「からかい」は「からかわれる側」だけでなく第三者(オーディエンス)も想定されており、第三者(オーディエンス)に向けては「遊び」であることを主張し、「からかわれる側」に向けては「普遍的・匿名的・自明的な主張」であることを主張する。「からかわれる側」は第三者(オーディエンス)としての能力も身に付けており、第三者(オーディエンス)が不在でも筋書き通りに演技せねばならないし、同様のことが「からかう側」にもいえる。また、「からかわれる側」が劣者であるとする、筋書き通りの演技をすることで自分を「茶化す」権利を手に入れるという側面もある。

これはセクシュアル・ハラスメントを隠蔽してきた構造に当てはめることができる。セクシュアル・ハラスメントは近年「問題化」してきたが、近年急激に発生しはじめた訳ではない。従来被害者の側が沈黙させられてきた行為が、看過できないものと認識されることにより、隠蔽されてきたものが表出したにすぎない。にもかかわらず、「そんなことにめくじらをたてる必要はない」といった無理解が存在するのは、被害者が受ける被害に対する軽微化と、それに被害者自身が絡め取られていることが露呈していることを表わしている。法的基準が整えられ被害者が不当

性を訴えることができるようになる一方で、依然、揶揄まじりの「からかい」のまなざしが向けられることは、解決を困難にする要因の一つである。

「からかい」は、第三者も加害者にする。その場合の第三者は同性も含まれる。例えば被害者の女性が、第三者的な立場の女性たちに「そんなことは取るに足りないこと」と非難され、「本当に」怒ったり訴えたりすることが困難な状況におかれることは想定できる。また、仮に当事者同士が法的な解決をみたとしても、被害者は「そんなこと」で大騒ぎをした、「大人げない」人とされ、「女はこわい」とさらに「からかい」の対象にされる。

さらに「からかいの構造」に陥穽されることで、被害者も共犯関係に陥る。自分が受けた被害は訴えるほどのものだったのか、自意識過剰なのだろうかと逡巡しながら、さらに苦痛を深めていく被害者は多い。また、被害者が被害にあったことを証明しなければならない枠組みのなかでの煩悶も加わり、被害者の困難は極まる。それゆえ、大学というシステムの中でハラスメントを訴えることはさらなる苦痛を伴う。

このように、「からかい」のまなざしが向けられることにより、ハラスメントは、受けた被害よりも軽微化してとらえられ、それは被害者自身にも及ぶといえる。江原(1985)は、セクシュアル・ハラスメントという言葉こそ使っていないものの、ハラスメントを訴えることが困難になる結果、性差別が顕在化しないということを指摘したが、セクシュアル・ハラスメントが顕在化した今日においてもなお、「からかい」のまなざしがハラスメント行為を軽微化し、ハラスメントを問題化することを難しくしているという側面がある。

Ⅲ ハラスメントを可能にする知のシステム

前述したように、キャンパス・ハラスメントは上野(1997)の定義するアカデミック・ハラスメントとスクール・ハラスメントの両方の要素を合わせ持つといえる。いずれの要素も知のシステムにおける近代主義的な性格に起因する問題点を内包しており、それらは防止・解決に困難が伴う要因である。①大学のシステム自体が孕む問題、②大学システムを運用するメンバーのジェンダー認識の問題、③両者が共有する問題として被害者が被害を立証することの不自由さという問題である。この章では①と②を「(1)キャンパス・ハラスメントを可能にするシステム」、③に係る問題を「(2)「女」が語ることの不自由さ：エクリチュール・フェミニンとテクスチュアル・ハラスメント」の二側面から述べたい。

(1) キャンパス・ハラスメントを可能にするシステム

キャンパス・ハラスメントは日本における一般企業でのハラスメントとやや違った特質があることを江原(1997)は指摘する。一般に日本の企業では直属の上司が部下についての人事権を持っているわけではないので、対価型(仕事上のメリット/デメリットを与えることを条件とし

たハラスメント)は少なく、地位利用型(上司の命令には逆らえないといった部下の心情を利用するハラスメント)が多いといわれてきたが、これはキャンパス・ハラスメントにおいては当てはまらないという。

一般企業における人事考課にあたる大学における成績評価・業績評価においては授業の単位認定はもちろん、卒業論文や修士論文の合否判定、人事にいたるまで担当教員個人の裁量の余地が格段に大きいからである。アカデミック・リタリエーションの大きさを考えれば「嫌ならNOといえよ」という範囲を超えてしまうことは想像に堅くない。

加えて、大学組織の構造体質は「学問の自由」「研究室の自治」のもとに構成メンバーの「良識」に基づいて維持されている。「対等」かつ「平等」である大学教員が相互に話し合い「良識」によって問題解決を図るという一見民主的に見える大学社会の構造は、逆説的に「閉鎖性」を孕む可能性も高い。例えば、他の教員の事情に介入しない、他の教員の「裁量」の範囲を侵さない「良識」はハラスメントの相談がなされた時、被害者を孤立させてしまう。あえて介入しようとするなら、相談を受けた教員も同様に孤立にさらされる。

被害者が大学の設置する窓口で相談や訴えを行う場合のシステム上の欠陥は、相談窓口の担当者、ハラスメントをしたとされるもの(加害者)、調査をする組織、決定を下す組織のいずれもが「大学側」の人間である点である。同じ組織の一員として利害が一致する関係にあり、「被告」も「裁判官」も仲間同士という状況である。相談する際には、訴えたことによるリタリエーションを心配しなくてはならない。相談のシステムはハラスメントを防止するのではなく、訴えることを防止する逆説的な機能を担ってしまう。

また、このようなシステムを運用するメンバーのジェンダー認識とハラスメント構造に対する無理解が、被害者を傷つける。Scott(1988)はジェンダーを「肉体的差異に意味を付与する知」と定義する。「性別に関する知」と言い換えることもできる。知は歴史的・文化的に編成され再生産されてきたものといえるが、「性別に関する知」を所与のもの、「自然化」したものとして共有する大学のメンバーである場合、同じく共有された「ジェンダー規範」を超えて、システムを運用することは難しい。

例えば、「望まない性関係を強要するのは良くない」といった最低限の合意は存在するとしても、被害者の女子学生が「美人」で「服装が派手」で「ボーイフレンドがいる」といった情報から、「彼女が誘ったのかもしれない」「被害にあう方にスキがあった」という性のダブル・スタンダードに基づく「良識」ある判断を下し、加害者の行為を免罪する可能性は充分にある。この場合、被害者が救済されないばかりか、知識人である大学のメンバーが文化媒介者の役割を担ってジェンダー認識を再生産、強化していくことにもつながる。

以上のことから、大学は、①教員の持ちうる権限が他の組織と比べて大きいこと、②教員同士の非干渉性による相互介入の難しさ、③大学内で設置される相談システムの機能不全、④システムを運用するメンバーのジェンダー認識、という要素が相互に作用し、ハラスメントを可能にす

るシステムを支えているといえる。

(2) 「女」が語ることの不自由さ

ハラスメントの解決を困難にするもう一つの大きな要因は、ハラスメントの被害を被害者自身が立証しなくてはならないことである。ハラスメントの被害者は「女性」とは限らないが、ここでは女性の場合を想定して述べたい。

被害にあったということで混乱している被害者に立証を求めることは、被害者に二重の苦痛を負わせる。予期しない被害の場合、説明の整合性が乱れることはあり得るし、証拠を持たないこともめずらしくない。そうした場合、「客観性に欠ける」「個人的な経験である」として信じてさえもらえないこともしばしばある。仮に客観的に立証できたとしても、被害者の訴える文脈で理解してもらえないこともある。

江原(1995)は、セクシュアル・ハラスメントの裁判に関する週刊誌の記事をもとに、訴訟の対象であるセクシュアル・ハラスメントとされる出来事を「別れ話のもつれ」と再解釈するために、常識的知識や文化的装置がいかに動員されているかを分析している。「事実」を捏造するのではなく、あくまで「事実」の解釈であるところが重要である⁴。Hall(1980)を引くまでもなく、私たちはある情報に対し「優先的読み」を行ってしまう。この場合は、「からかい」の文脈でのオーディエンスあるいは性のダブル・スタンダードを共有する多数派の読みである。

個人によって被害を受けたかどうかの基準は違って当然なのであるが、この基準の違いと「事実」の解釈が被害者に不利に作用する可能性も高い。「これくらいのことで騒ぐのはおかしい」「あなたも嫌がっていなかったように取れる」など、基準の設定度合と、あたかも第三者性をおびた解釈は、被害者が語ること自体を困難にさせる。

また、被害者自身がジェンダー規範にとらわれた相談者であるとき、苦痛は倍増する。女性がセクシュアリティについて語ること自体に負のサンクションが付与されるので語りたがらない、語ったとしても女性が語った事柄(エクリチュール・フェミニン: Butler 1990)に対するテクスチュアル・ハラスメント(長谷川 2002)が存在する。「女らしさ」のハヴィトスを持つ被害者は、語ることに對しても自制し、被害にあったのは自分が悪かったのではないかと自虐することになる。語ること自体がためられるこうした状況においては、ハラスメントの被害は、個人的な事柄として処理され、社会的、制度的な問題として顕在化しにくい。

「女」が語ることには不自由がついてまわる。このことは、裁判を起こすという行為にもついてまわる。法、言語、裁判の手続きなど、一見中立的に見えるこれらのシステムはどれをとっても決して中立的なものではなく、女性だけでなくあらゆるマイノリティに不利な要件が揃っている。被害者が立証しなければならないことの困難が、より解決を難しくしているといえる。

Ⅳ おわりに

大学のシステム自体がハラスメントの解決を困難にするシステムである。大学システムにおいては、①教員の持ちうる権限が他の組織と比べて大きいこと、②教員同士の非干渉性による相互介入の難しさ、③大学内で設置される相談システムの機能不全、④システムを運用するメンバーのジェンダー認識、という要素が作用し、ハラスメントを可能にするシステムを支えているといえる。キャンパス・ハラスメントに関しては、大学という閉塞したシステム内で対応を考えるのは難しい。また、社会もハラスメントに対する「からかい」のまなざしを内包した「ハラスメント構造」を持つといえる。ハラスメントを防止、解決するには、まず社会におけるジェンダー・ジャスティスの可能性を探ると共に、被害者が語ることで現実の「ずらし」をおこなう言語実践 (Butler 1997) が大学においても社会においても有効な方法の一つではないだろうか。つまり、ハラスメントを問題化することの困難を語ることの積み重ねである。少なくとも相談窓口を設置することが「アリバイ的」に用いられ、「取り組んでいるから問題はない」とすることには、慎重にならねばならない。大学システムのハラスメントを下支える構造を各構成メンバーが自覚しなくては、ハラスメントへの取り組みは被害者の救済とは逆方向に作用する危険を孕むのである。

<注>

- 1 本学 (宮崎公立大学) においても2002年度より「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「ジェンダー・ハラスメント」を含む大学生活に関わるハラスメントを「キャンパス・ハラスメント」として、相談・防止への取り組みがなされている。
- 2 瀬知山 (1993) も指摘するように、この論文はセクシュアル・ハラスメントの問題には必ずしも限定されない射程をもつものであるが、「お酒の席のことなんだからめくじらたてるなんて大人げないよ」という「からかい」の問題性をセクシュアル・ハラスメントが議論になる以前にとりあげており、セクシュアル・ハラスメントを論じるためには有効な論文であるといえる。また、この問題に対する社会学固有のアプローチともいえる。
- 3 セクシュアル・ハラスメントは「性的嫌がらせ」と訳されることもあるが、ハラスメントを「嫌がらせ」とすることは、強姦を「暴行」や「いたずら」と言い換えることで深刻さの度合いを大幅に軽減することと同じという上野 (1997) の指摘を採用して本稿では日本語で訳さない。また、上野は「セクハラ」という略語を採用するが、略語を用いることで軽妙な印象になることを配慮して本稿では用いない。
- 4 例えば、「抵抗しない」ということを「性行為に積極的」と解釈したり、「処女ではない」ことが「性行為をいやがらない」と読みかえられると、「事実」は同じでもハラスメントではないとされてしまう。

<引用参考文献>

- D. スペンダー 1987『言葉は男が支配する』れいのるず＝秋葉かつえ訳、勁草書房
江原由美子 1985「からかいの政治学」江原由美子『女性解放という思想』勁草書房、29-60頁
江原由美子 1988「フェミニズムと権力作用」江原由美子『フェミニズムと権力作用』勁草書房、
29-60頁
江原由美子 1995「セクシュアル・ハラスメントのエスノメソドロジー」、江原由美子『装置とし
ての性支配』勁草書房 181-206頁
江原由美子 1997「<アカハラ>を解決困難にする大学社会の構造体質」
上野千鶴子編『キャンパス性差別事情ストップザアカハラ』三省堂 13-28頁
江原由美子 2000『フェミニズムのパラドックス定着による拡散』勁草書房
江原由美子 2002『自己決定権とジェンダー』岩波書店
- E. Goffman 1961 *Encounters, Two Studies in the Sociology of Interaction*: Bobbs-Merrill =
佐藤毅・折橋徹彦訳 1985『出会い：相互行為の社会学』誠信書房
E. Goffman 1963 *Behavior in Public Places: Notes on the Social Organization of Gatherings*:
Free Press = 丸木恵祐・本名信行訳 1980『集まりの構造：新しい日常を求めて』誠信書房
Hall, S., 1980 Encoding/Decoding, in S. Hall, D. Hobson, A. Lowe and P. Willis (eds.)
Culture, Media, Language: Hutchinson, pp.128-138
長谷川清美 2002『叩かれる女たち：テクスチュアル・ハラスメントとは何か』廣済堂出版
井上輝子 1980『女性学とその周辺』勁草書房
Judith Butler, 1990 *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York
and London: Routledge = 竹村和子訳 1999『ジェンダー・トラブル』青土社
Judith Butler, 1997 *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, New York and
London: Routledge = 竹村和子訳 1998「触発する言葉：パフォーマティビティの政治性」
『思想』第892号 岩波書店
Mackinnon, C. A., 1987 *Feminism Unmodified. Discourse on Life and Law*: Harvard
University Press = 奥田・加藤・鈴木・山崎訳 1993『フェミニズムと表現の自由』明石書店
E. A. van Zoonen, L 1991 *Feminist Perspectives on the Media*, in Curran and M. Gurevitch
(eds.) *Mass Media and Society*: Edward Arnold. = 平林紀子訳 1996「メディアに対するフェ
ミニズムの視点」児島和人・相田俊彦監訳『マス・メディアと社会』勁草書房
目黒依子 1990「性・ジェンダー・社会：1990年代の課題」女性学研究会編『女性学研究第1号
ジェンダーと性差別』勁草書房
村松泰子 1998「マス・メディアで語っているのは誰か」村松泰子・ヒラリア＝ゴスマン編『メ
ディアがつくるジェンダー』新曜社、9-42頁

Nicolson, Linda J. (ed.), 1989 *Feminism/ Postmodernism*, London : Routledge.

Oakley, Ann, 1972 *Sex, Gender, & Society*, London : Temple Smith

大沢真理1997「知の生産に深く埋め込まれたジェンダー・バイアス」上野千鶴子編『キャンパス性差別事情ストップザアカハラ』三省堂29-48頁

Scott, J. W., 1988 *Gender and the Politics of History*: Columbia University Press.= 荻野美穂訳 1992『ジェンダーと歴史学』平凡社

瀬知山角 1993「解題：セクシュアル・ハラスメント」加藤・坂本・瀬知山編『フェミニズムコレクションⅡ 性・身体・母性』勁草書房70-75頁

上野千鶴子 1997「「アカデミック・ハラスメント」って何？」上野千鶴子編『キャンパス性差別事情ストップザアカハラ』三省堂1-12頁

上野千鶴子・河野貴代美 2002「フェミニストカウンセリングの現場：相談者とは誰か」上野千鶴子、他『ラディカルに語れば…』平凡社93-140頁